東京都の皆さんへ

　もうすでに十分お分かりと思いますが、10月18日、東京都は、「築地市場at築地」において暖簾に基づく営業権を持っている私たちの営業を、入場制限等々の方法で妨害しました。

　この行為が、威力業務妨害罪にあたることは明白です。18日には、警察に逮捕してもらおうと思いましたが、警察・公安は一切名乗り出ず、また市場近く（朝日新聞社の前）でパトカー1台及び中型バス（約20－30名）5台が待機していたにもかかわらず、全く市場に近づかなかったため、残念ながら逮捕は実現しませんでした。

　今後、都が威力業務妨害罪を続ければ、正式に威力業務妨害罪に基づき逮捕するよう警察に要請しますので、重々ご注意され、賢明に対処されるよう、勧告いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　2018年10月18日　築地市場営業権組合